

みんなで作る坂東市

～協働への第一歩～



坂東市市民協働指針



「市民協働のまちづくり」の実現に向けて

社会情勢が目まぐるしく変化する今日において、個人のライフスタイルや価値観が急速に多様化・複雑化しています。このため坂東市に寄せられる市民ニーズも増加・複雑化の傾向にあり、これらのニーズをよりスピーディにかつ効果的に解決することが市における重要な課題のひとつとなっています。

このことに加えて、核家族化や少子高齢化、人口移動、職住分離などによって地域とのつながりや関わりが徐々に希薄化するとともに、地域や社会に対する無関心層の拡大など、生活の基盤である地域コミュニティの衰退が懸念されております。

このような状況のなか、地域に根ざし特色あるまちづくりを進めていくためには、市民の皆さまをはじめとして地域、団体、企業と行政がしっかりと手を取り合い、考え、行動する「市民協働のまちづくり」の推進が欠かせないものとなってまいりました。

今回策定いたしました「坂東市市民協働指針」は、坂東市において市民協働のまちづくりを進めていく上での基本的な考え方となるもので、文字通り坂東市と市民の皆さまにとっての「協働の第一歩」となる事を期待しております。

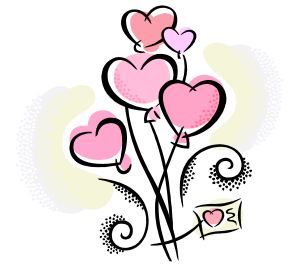
指針の策定にあたりましては、一般公募による市民委員のかたをはじめ、市区長会、市民活動団体、NPO代表者等で構成された「坂東市協働のまちづくり市民会議」と、市職員で構成された「坂東市市民協働ワーキングチーム」により検討結果をご提言いただき、さらに市民の皆さまからご意見を募集させていただきました。

最後に、この指針を策定するにあたり貴重なご意見をくださいました皆さまに対しまして心からお礼を申し上げますとともに、今後とも市民協働のまちづくりに一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成23年6月

坂東市長 吉原 英一

はじめに



○私たちの幸せ

私たちは、「いま」という大切な時間をここ坂東市で過ごしています。

それぞれがさまざまな職業に就き、さまざまな夢や目標を持ち、異なる生活を送るなかで、私たちは何らかのつながりのもとにこのまちで暮らしているのです。

そして、誰もが「幸せになりたい」という気持ちを持って生活しています。

しかし、この幸せのかたちは個人によって全く違うもので、同じものではありません。

では、みんなが幸せになるために、これから私たちは何をしていかなければならないのでしょうか？

○みんなが幸せになるために

「みんなの幸せ」をつくるために欠かせない考え方となってきたのが「市民協働」です。

市民協働とは「市民一人ひとりが力と心を合わせ、関わり、つながりあってそれぞれの幸せを求めていこう」という考え方で、みんなが幸せになるために取り組んでいくための手法です。

市民全員が手を取り合い、美しいハーモニーを奏でることが出来れば、私たちはより多くの幸せとかけがえのない人のつながり「縁（えにし）」を得ることができるでしょう。

○坂東市市民協働指針について

坂東市市民協働指針は市民によって結成された「坂東市協働のまちづくり市民会議」と市役所職員によって結成された「坂東市市民協働ワーキングチーム」の双方で協議を重ね、坂東市における市民協働の在り方についてまとめたものです。

本指針は私たちが協働のまちづくりを進めていくうえでの「道標」として利用されることを期待するものです。

目次

第1章 「市民協働」とは

1. 市民協働とは？・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 市民協働が求められる背景・・・・・・・・	2
3. 新しい公共・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4. 共同・協同・協働・・・・・・・・・・・・・・・・	6

第2章 「市民協働」をはじめるために

1. 協働の担い手・・・・・・・・・・・・・・・・	7
2. 協働に必要な7つのルール・・・・・・・・	9
3. 協働の場・・・・・・・・・・・・・・・・	12
4. 協働のネットワーク・・・・・・・・・・・・・・・・	12
5. 協働のカタチ・・・・・・・・・・・・・・・・	13
6. 協働のメリット（効果）とは・・・・・・・・	15

第3章 「市民協働」のプロセス（進め方）

1. 協働のプロセス	
（1）事業の計画をする・・・・・・・・	17
（2）協働の準備をする・・・・・・・・	17
（3）協働を実施する・・・・・・・・	18
（4）協働の評価、見直しをする・・・・・・・・	18

第4章 「市民協働」を推進するために

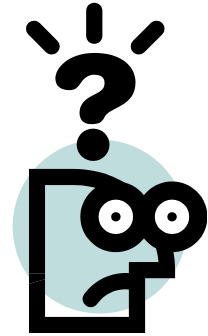
1. 市民に求められる役割 ～市民が変わる～・・・・・・・・	19
2. 行政に求められる役割 ～行政も変わる～・・・・・・・・	20
3. 市民と行政にもとめられる役割 ～ともに歩む～・・・・	21
付属資料・・・・・・・・・・・・・・・・	23

文中の※印につきましては、24ページからの【用語集】をご参照ください

第1章 「市民協働」とは

1. 市民協働とは？

市民協働とは、市民と行政が（または市民と市民が）同じ目標を達成したい、あるいは地域の課題を解決したいときにお互いの力と心を合わせ、それぞれが持っている能力や労働力、専門性などを出し合ってより良い目標達成や課題の解決に向けた取り組みをする方法のことです。



■「まちづくり」を市民全員で



市民協働のまちづくり【※1】とは、市民をはじめ行政や市民団体、事業者などが手を取り合い、それぞれが持てる力を最大限に発揮して行われるまちづくりのことであり、市民全員の力を生かすことによって「住み良い、魅力的なまち」を目指すものです。

■「協働」は有効な手段です



協働は実施すること自体が目的ではなく、単独で実施するよりも効率が良くなると思われる場合などに行う手段です。

協働には個々の足りない部分を補う「補完性【※2】」があり、単独で問題を解決することが難しい場合などに有効な手段となります。

○「坂東市総合計画」

～人と自然がおりなす 活力・安心・協働に満ちた坂東市～



坂東市総合計画【※3】では、坂東市の将来像を「人と自然がおりなす 活力・安心・協働に満ちた坂東市」と位置づけています。

市では、「市民協働のまち」を目指し、市民と行政が手を携えて互いに役割を担いながら、次の世代へつなぐまちづくりを行っていきます。

2. 市民協働が求められる背景

(1) 市民ニーズの多様化

■市民のニーズが急速に多様化・複雑化してきました



市役所に寄せられる市民ニーズ【※4】は年々増加するとともに多様化、複雑化の傾向にあります。

これらは市民生活の多様化やグローバル化【※5】、IT化【※6】などによって私たちの生活や価値観が急速に変化してきたことによるものです。

このほか、公共の分野において行政依存の体質を強めたため、行政が担う範囲が広くなりすぎたことなども原因としてあげられます。

■これらのニーズを効果的に解決することが求められています



これら市民ニーズのすべてを解決できることが理想的ですが、行政だけでは限られた財源や職員数という条件のなかでできることに限界があるとともに、行政単独での解決が難しい問題もたくさんあります。

これからは私たち一人ひとりが地域に対してできることを考え、行動していくとともに、地域のさまざまな課題解決に向けて市民と行政が一体となり、より多くの問題を、より効果的に解決していくことが求められています。

○ポイント

市民と行政の「ハイブリッドカー」となるために



これまでは主に市民がニーズを提供し、行政が解決する、といったものでした。

しかし、市民ニーズが増加・多様化してきた現在において、各自治体では限られた財源、職員数のなかでこれらを効率的・効果的に解決することが求められています。

「市民協働のまちづくり」とは、市民と行政がともに手を携えながら解決していく方法であり、双方にとってベストの方法を見つけ出して行われるまちづくりのことです。

市民と行政がともに力を出し合う「ハイブリッドカー」となって、低燃費で効率よく走り続ける「エコドライブ」のような取り組みが求められます。



（２）コミュニティの衰退

■地域コミュニティのつながりが弱くなってきました



戦後、私たちはものの豊かさを求めて一生懸命仕事に取り組み、生活をより豊かに、より便利にしてきました。

しかし、その一方で核家族化【※7】や非定住化が進行し、さらには個人主義の志向を強めたことにより、強力な「助け合い・支え合い」の組織として機能していた地域コミュニティ【※8】を徐々に衰退させてきました。

■地域とのつながりを見つめ直しましょう



地域コミュニティが希薄化してきた現在において、私たちは「市民協働」を通して生活に最も密接な地域コミュニティをもう一度見つめ直すとともに、失われつつある地域のあたたかいつながり（地縁）を復活させることが必要となっています。

（３）一体感のある「坂東市」の構築

■さまざまな市民活動が行われています



現在、坂東市内では個人をはじめ地域団体や市民団体、ボランティア【※9】、NPO法人【※10】等がさまざまな活動を行っており、各々が「この地域をもっとよくしたい」、「これまでに培ってきた能力や技術や経験を何らかの活動に生かしたい」という気持ちを持って活動に取り組んでいます。

■市民活動のさらなる「飛躍」のために



これらの活動がさらに成熟し、市民全体の意識を高めていくためには、「市民協働」を通してそれぞれの活動と意思をつなぎ、育んでいくことが求められています。

（４）地方分権

■財源が地方に移り、地域に合った行政が求められています



平成19年より地方分権【※11】の一環として税源移譲【※12】が行われ、財源の一部が国から地方へ移されることになりました。このことによって地方における予算の使い道は自由度を増し、これまで行ってきた画一的な行政ではなく、自治体の意思と判断のもとで市の個性を打ち出し、地域の実情に応じた経営が求められるようになりました。

■国から地方への「権限移譲」が進んでいます



近年ではパスポート申請業務や開発行為の許可など、権限移譲【※13】によってこれまで国や県で行われていたさまざまなサービスが各市町村で提供できるようになり、より身近になりました。しかし、これと同時に各自治体では業務量の増加という問題に直面することとなり、これまでの業務を維持しながらこれらの対応に取り組んでいます。

■市民と行政による「市民協働のまちづくり」が必要です



地方の果たす役割がますます重要となるなかで、これからの坂東市を切りひらいていくためには、市民と行政がともに将来像を共有しながら決定・行動する「市民協働のまちづくり」がますます欠かせないものとなっています。

○ポイント

「市民意識の芽吹き」から「大輪の花」へ



坂東市内にはまちづくりや環境保全、地域福祉などに関する多数の市民団体、ボランティアが存在し、それぞれが「わたしたちのまちを良くしよう」と活動を行っています。

もしかしたら、あなたが「取り組んでみたい活動」や、「こんな活動があったらいいな」と思っている活動が、すでに坂東市内にあるかもしれません。

地域のために何かしたいと思ったとき、まずは「参加する」、「やってみる」ことが大切です。

このような思いが集まり、活動が成熟し、やがて市民の思いが一つになった時に、これらの活動は「大輪の花」を咲かせることができるでしょう。

3. 新しい公共

■「公共」ってどのようなことですか？



「公共」とはみんなのことやみんなのもので、広く社会全体に関わり、みんなが生活していくうえで必要なものを指します。
例えば、公共施設は「みんなの施設」という意味です。

■公共の在り方を見つめ直す時期にきています



これまでの公共は行政が中心となり、市民サービスやまちづくり、公共事業などを行うといった決まった枠組みのもとに行われ、公共としての機能を果たしてきました。

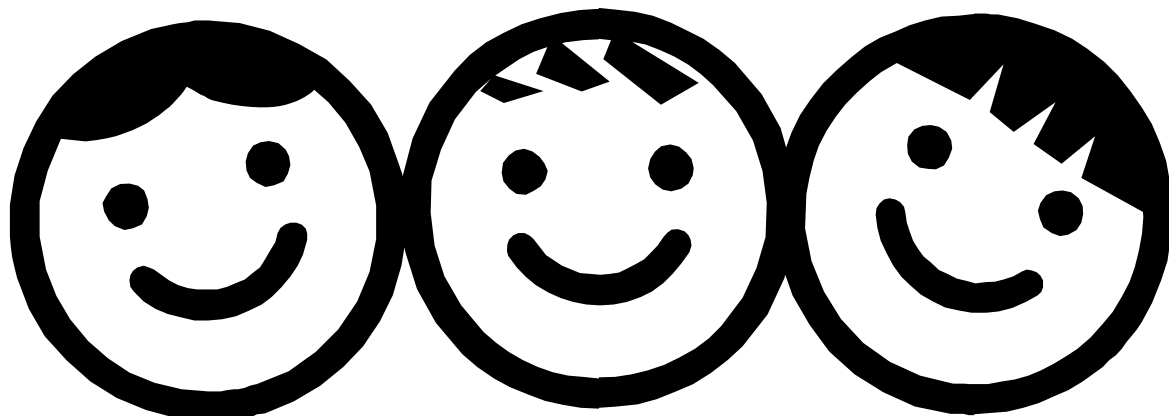
しかし、今日では【2. 「市民協働」が求められる背景】で述べたように行政の担う範囲が広くなりすぎたこと、市民ニーズが多様化、複雑化したこともあり、これまでの公共が効果的に機能しなくなっています。

■これまでの公共から「新しい公共へ」



社会が急速に変化する現在において、これからは行政だけではなく、市民や地域コミュニティ、市民団体、事業者などが力を合わせ、これらの多様なニーズにきめ細かく対応する「新しい公共」という考え方が必要になってきました。

新しい公共では市民一人ひとりが公共の担い手であるという意識を持ち、積極的に行動することが求められます。



4. 共同・協同・協働

(1) 3つの「きょうどう」(共同・協同・協働)



「きょうどう」は「共同」、「協同」、「協働」などさまざまな言葉があります。

これらは同じような意味として解釈されがちですが、「協働」については協力して物事に取り組む以外に、全く違う個人・団体がこれまでの垣根を越えて実施することによって新しい可能性が期待されるといった意味の言葉として使われています。

・共同…同じ仕事をする人が、仕事や行事をいっしょに行うこと
(例：テレビ番組の共同制作、共同購入など)

・協同…同じ目標に向かっている個人や団体が、力を合わせて物事や仕事をともにすること(例：商工会議所、農業協同組合など)

・協働…違う立場や違う活動を行っている個人や団体が、同じ目的に向かって仕事や事業を行うこと

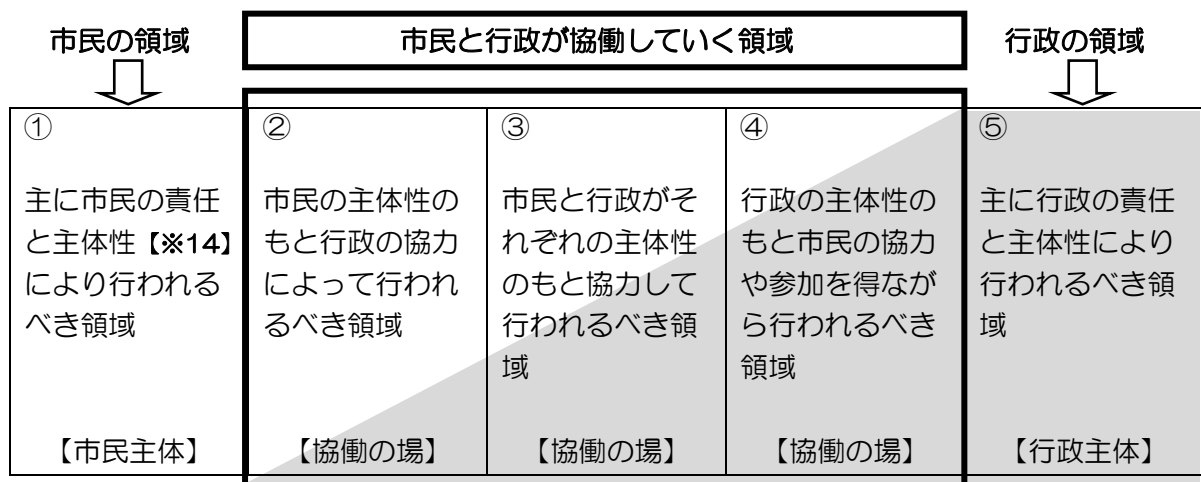
(2) 協働の領域



市民と行政との関わり方はさまざまなケースが発生します。

協働ではパートナー同士がお互いの役割や関わり方等を整理し、合意のもとに取り組むことが大切です。

○市民協働の領域イメージ図

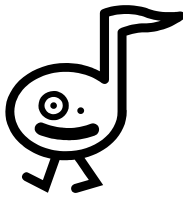


第2章 「市民協働」をはじめるために

1. 協働の担い手

協働の担い手は、大きく次の5つに分けることができます。

(1) 市民



まちづくりの「主役」であり、実際にまちづくりの一員として自分ができることを自発的に行動することが求められます。

これまでに蓄積してきた知識や能力をまちづくりのために発揮することによって、坂東市で生きている実感を持ち、幸せを感じることができます。

(2) 地域コミュニティ



町内会、行政区、自治組織などを指します。

地域コミュニティは個人における生活の基本となる場所であり、重要な役割を担っています。

地域の課題などについて協働で取り組むことにより、地域の組織強化や市民間の交流につながります。

(3) 市民団体



市民団体、ボランティア団体などを指します。

これまで団体が培ってきた経験や専門的知識、情報などを生かすことによって、より良いまちづくりを実現することができます。

また、協働を通して得た経験やつながりを自分たちの活動に取り入れることによって成長し、組織を拡大することができます。

(4) 事業者・法人



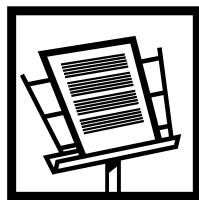
会社、事業所、NPO、法人などを指します。

それぞれが持つ独自の専門性やノウハウ【※15】を生かすことにより、より良いまちづくりを実現することができます。

また、協働事業を通してイメージアップが図れるとともに、地域との間に良好かつ充実した関係を築くことができます。

(5) 行 政

国、県、市役所などを指します。



これまでのような行政主体のまちづくりから「市民協働のまちづくり」へ移行することにより、柔軟かつきめの細かい対応ができるようになり、より良い地域社会の実現が可能になります。

また、協働を行うことによって市の人的資源や事業者、団体が持っている専門性をまちづくりに総合的かつ効果的に生かすことができます。

○ポイント

～すでに行われている「協働事業」～



◎市民討議会

(社)坂東青年会議所、坂東市商工会青年部、坂東市の三者による共催で実施。坂東市民のなかから1,500人を無作為に抽出して参加を呼びかけ、参加に応じた市民が決められたテーマについて話し合いを行います。

普段なかなか意見を言うことができない市民の意見をまちづくりに生かす手法として大変注目されています。



(市民討議会での様子)

◎七郷子どもサポート隊

七郷地区では子どもたちの安全を守るため、地区の有志が緑色のユニフォームに身を包みパトロール活動などを実施しています。

子どもたちが安心して登下校できる環境づくりを行うとともに、地域の防犯活動を同時に行い、犯罪の抑止力となっています。



(通学サポート隊の様子)

◎クリーン坂東

坂東市では5月・10月の最終日曜日を「環境美化の日」と定め、子どもから大人までが一丸となって地域の道路沿いや公共の場所、ごみ集積所などの一斉清掃を行っています。

市民が協力して清掃作業を行うことによってまちの景観を守るとともに、次の世代にきれいなまちを残していくための大きな役割を果たしています。

2. 協働に必要な7つのルール

協働を実施するうえで必要となるルールは大きく次の7つにまとめられます。

これら7つのルールを守りながら、協働相手との間に良い関係を構築することが望めます。



(1)「対 等」



協力的な協働の輪を構築するためには、上下・依存関係を持たない、対等な立場で取り組むことが求められます。

また、すべての協働事業は事業完了まで対等な立場を維持しながら行うことが基本となります。

(2)「自 立」



協働ではそれぞれが自立した存在であり、相手を尊重して認めます。

また、それぞれが責任を持ち、主体的に取り組むことが求められます。

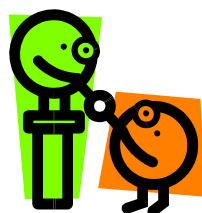
(3)「自主性尊重」



お互いの活動をきちんと認め、相手を尊敬、尊重することが求められます。

相手の気持ちに素直に耳を傾け、思いやりの気持ちを持って取り組むとともに、協働事業を通じてお互いの信頼関係を構築します。

(4)「相互補完」



それぞれの長所を生かし、相手の足りない部分を補いながら取り組むようにします。

相互補完によって単独で行うよりも幅の広い、質の高い事業が可能となります。

（５）「役割分担」



それぞれが持てる力を最大限に発揮できるよう、役割を分担し「適材適所」【※16】の環境をつくれます。

役割分担によって責任所在を明確にするとともに、作業の効率化を図ることができます。

（６）「透明性の確保・目的共有」



協働事業に関わるすべての人が同じ目的を共有するとともに、協働事業の実施に至るまでのプロセス【※17】や活動に必要な情報のすべてが公開されるよう、開かれた状態で取り組むことが大切です。

（７）「振り返り」



最後だけ振り返るのではなく、進行途中でも置かれている状況や立場をきちんと確認しながら取り組むことが大切です。

また、事業完了後は実施した協働の取り組み内容を評価・分析して次のステップに生かすように努めます。



○ポイント

～協働の関所をくぐってみよう～



協働を行う際に必要な「7つのルール」がきちんとクリアされていますか？
次の関所を無事通過して良好な協働事業を目指しましょう。

(必要な手形)

(協働を進めるうえで必要とされること)

対等 の手形

- ・お互いを信頼し、安心して取り組める環境にしましょう
- ・お互いが上下関係、依存関係ではない、強要されたりしない関係です
- ・同じ目線で、本音で言える関係を築きましょう

自立 の手形

- ・それぞれが責任と自覚を持ちましょう
- ・それぞれの立場からしっかりと意見を言えるようにしましょう
- ・それぞれが積極的に取り組みましょう

自主性尊重 の手形

- ・相手を理解し、相手の立場になって色々な考えを認めましょう
- ・相手の意見をよく聞くとともに、お互いを尊重しましょう
- ・思いやり、素直さ、気配りを大切にしましょう

相互補完 の手形

- ・得意な分野を生かして、最大限の効果を上げるようにしましょう
- ・不得意な分野を得意な個人・団体から学びましょう
- ・「相乗効果」となるような取り組みをしましょう

役割分担 の手形

- ・それぞれの能力をよく知り、「適材適所」を心掛けましょう
- ・きちんと能力が発揮できる環境をつくりましょう
- ・分担をはっきりさせて実施するようにしましょう

透明性の確保 目的共有 の手形

- ・それぞれが同じ目的を共有し、解決できるように取り組みましょう
- ・情報を共有し、透明性を持たせましょう
- ・開かれた状態で行いましょう

振り返り の手形

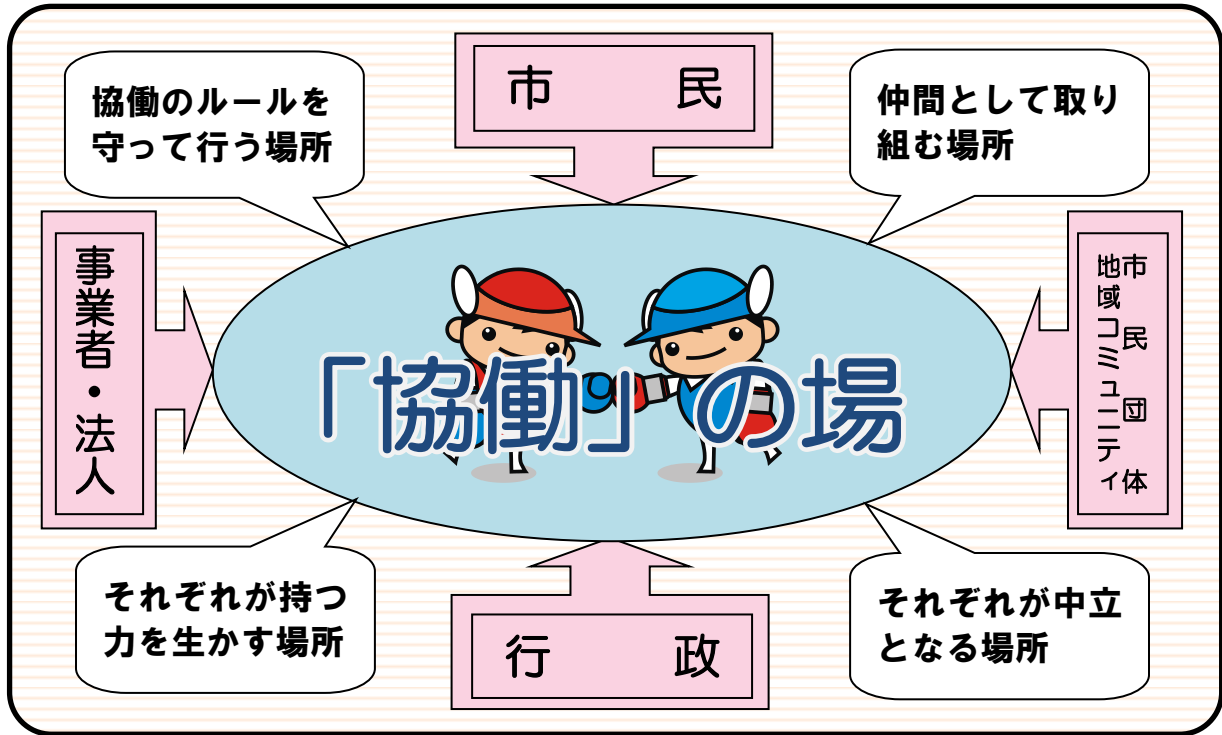
- ・スケジュールの進み具合などをきちんと確認しましょう
- ・間違えたら軌道修正するように、途中でも振り返りましょう
- ・最後にきちんと見直し、次の事業につなげていきましょう



良 好 な 協 働 事 業 を !

3. 協働の場

「協働の場」とは、協働の担い手がルールを守りながら協働に取り組む場所のことを指します。

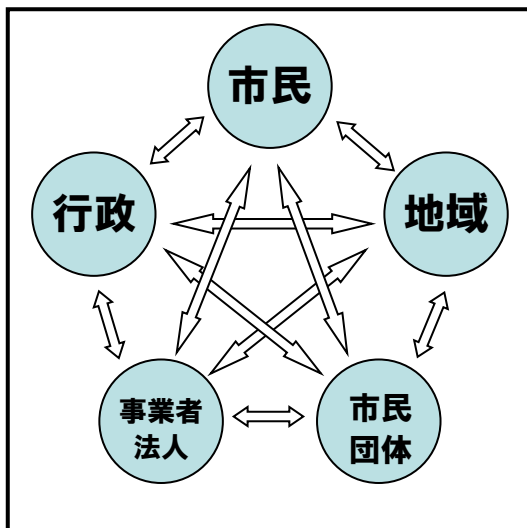


4. 協働のネットワーク

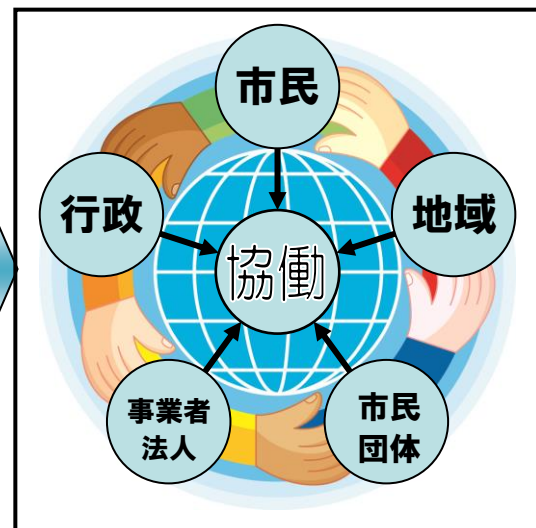
協働は単独の関わりにとどまらず、輪を広げての取り組みが期待されます。

「協働のネットワーク」を広げていくことによって人と人がつながり活動が活性化されるとともに、互いのノウハウや専門性を共有・吸収することができます、それぞれの取り組みを深めることができます。

それぞれ単独の関わりから…



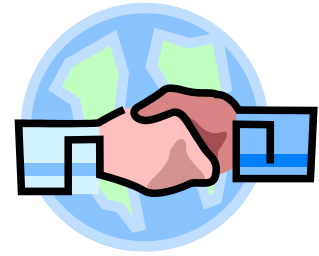
「協働のネットワーク」の構築へ



5. 協働のカタチ

市民協働にはさまざまな「カタチ」（実施の形態）があり、これを大きく次の7つに区分しました。

まずは、自らの思いが形になるための市民協働の「カタチ」を選んで実施しましょう。



（１）情報の提供・交換・発信

市民や行政、市民団体等が持っている情報を日常的に提供・交換・発信することにより他の活動内容や同じ仲間を知る手段となるもので、協働を始める「きっかけ」となるもの

（２）共 催

複数の個人・団体が同じ目的や目標の達成のために行動をともにし、事業の企画立案、開催・運営等を行うもの

（３）事業協力

それぞれの特性を生かした役割分担を決め、関係を保ちながら一定期間継続的に協力して事業を行うもの

（４）政策提言

事業や計画の検討について広く意見・提言を求めることであり、地域に密着した活動や専門的な意見、提案を取り入れることによってより良い課題の解決または政策の決定などに生かすもの

（５）委 託

本来行うべき事業に対してパートナーの優れた専門性に委ね、定められた契約のもとに実施するもの

（６）補助・助成

目的が公益的で行政が政策目的としているものに対して市民や団体等が実施する場合、主に資金的・物質的な補助を行うもの

(7) 後 援

後援の際における名義使用の許可など、おもに事業を実施する団体の目的が市や団体と合致した場合に名義の使用を認め、事業を支援するもの

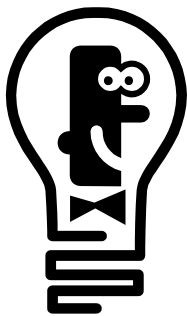
○それぞれのメリットと注意点

協働の形態	メリット	注意点
情報の提供・ 交換・発信	- 定期的な発信で情報を伝えられる - 互いの状況を確認できる - 情報交換から協働が始まる	- 情報がニーズのある場所へ正確に届くことを心掛ける - 一方的な情報提供とならないよう注意する
	(例) 広報ばんどう、市・団体等ホームページ、会報、回覧など	
共 催	- 参加者の市民意識が高まる - 互いの専門性が発揮できる - 協働を通して交流が行われる	- 責任所在・経費負担等を明確にする - 共催を行うための組織、環境づくりを整えておく
	(例) 市民討議会、クリーン坂東、協議会など	
事業協力	- 得意分野を相互で協力することにより、高度な事業が可能となる - 特定分野で一定期間の連携が可能	日頃より連携・協力体制を整えておく
	(例) 坂東市出前講座、市内学校との事業協力(講座)など	
政策提言	- 広く意見を求めることができる - 直接意見を述べるができる - 内容を広く知らせる機会となる	提言・提案については真摯に受け止め、内容について十分に協議・検討する
	(例) 市民の声、パブリックコメント制度【※18】、市民参加プロジェクト、地域審議会など	
委 託	- 委託先の専門性を生かすことができる - より高度なサービスを提供できる	- 上下関係にならないよう注意する 「丸投げ」にならないよう協議を重ね、委託先の専門性を生かす
	(例) 各種業務委託、指定管理者制度【※19】、アダプト制度【※20】など	
補助・助成	資金的・物資的支援によって団体の育成・発展が期待できる	事業完了後は対象事業の評価を行い、公益性や事業の費用対効果などを確認する
	(例) 補助金、交付金、負担金など	
後 援	他の団体から賛同を得て後援を受けることにより、社会的信用を得ることができる	単なる「名義貸し」にならないよう注意する
	(例) 市で行われる各種イベント・演奏会・講演会など	

6. 協働のメリット（効果）とは

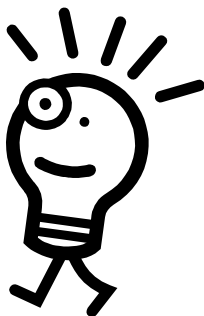
市民と行政が、あるいは市民と市民が協働することで、
次のようなメリット（効果）が期待されます。

■市民にもたらされる効果



- ・自ら協働の場に飛び込むことにより、まちづくりに参加している責任感と充実感を持つことができます。
- ・自分たちのニーズに合った内容の公共サービスが展開されるとともに、受けられるサービスの幅が広がります。
- ・「協働の輪」が広がることにより、市民間での連携や協力の輪が広がります。
- ・それぞれが持つ情報や知識、専門性などが役に立つとともに、お互いの活動を通じて人材の育成や団体のレベルアップなどを図ることができます。

■行政にもたらされる効果



- ・市民の気持ちを身近に感じ、ともに取り組むことによって市民ニーズを的確にとらえた公共サービスを展開することができます。
- ・市民や団体の柔軟性、専門性を生かした施策が期待できます。
- ・協働が反復されることにより市民協働の土壌ができると同時に、協働の担い手となる個人や団体の育成につながります。
- ・市民や市民団体と協働することにより、職員の意識向上につながります。
- ・本来行政にかかるべき経費の削減が期待できます。

○ポイント

「協働」を行うことによって、協働を行った全員が
になることが最大の目標であり、最も期待される効果です。

「幸せ」



第3章 「市民協働」のプロセス（進め方）

1. 協働のプロセス

（1）事業の計画をする

①必要な情報を集めましょう

②事業を計画しましょう



（2）協働の準備をする

①協働の相手を決定しましょう

②相互理解・合意形成を図りましょう

③パートナーシップを結びましょう



（3）協働を実施する

①計画に沿って取り組みましょう

②情報の共有・交換を行いましょう

③目的を達成しましょう



（4）協働の評価、見直しをする

①協働事業を評価しましょう

②見直しを行い、次のステップへ生かしましょう

③透明性を確保し、公開性を持たせましょう



（１）事業の計画をする



①必要な情報を集めましょう

目的の達成に必要な情報を集めましょう。

同じ目的を持った仲間や団体がいる場合は情報を交換し、協働の可能性を探っていくことが大切です。

②事業を計画しましょう

事業の計画を行いましょう。

協働で実施する場合はどのような協働のカタチ（共催、事業協力、委託など）が適しているかを判断し、決定します。

（２）協働の準備をする



①協働の相手を決定しましょう

協働の相手を決定しましょう。

問題が多岐にわたる場合や専門的な知識を外部に求める場合、協働によって事業の幅が広がります。

また、協働に至るまでのプロセスは必ず明確にするとともに、透明性・公開性を持たせる必要があります。

②相互理解・合意形成を図りましょう

相互理解・合意形成を図りましょう。

事業そのものがあいまいにならないよう、共通の目的意識や事業の期間、経費負担の割合、責任所在等をきちんと決定することが大切です。

③パートナーシップを結びましょう

合意形成をした内容を明文化し、パートナーシップ（協定・契約など）を結びましょう。

このことによって正式に協働事業をスタートさせます。

（３）協働を実施する



①計画に沿って取り組みましょう

合意形成のもとに決定された役割に対して責任を持ち、計画に沿って取り組みましょう。

また、協働事業に関わる人すべての個人・団体が事業スケジュールや進行状況を把握することが大切です。

②情報の共有・交換を行いましょう

必要な情報はすべての個人・団体に共有しましょう。

情報が共有されないと、組織としての機能が果たされにくくなります。情報を共有・交換できる体制の整備を心掛けましょう。

③目的を達成しましょう

共通の目的をきちんと達成しましょう。

また、目的を達成することで成長できるように努めましょう。

（４）協働の評価、見直しをする



①協働事業を評価しましょう

協働事業の結果について評価を行いましょう。

評価については予算や費用対効果、目標達成の度合いなど評価項目や基準を設け、それに基づいて分析、評価しましょう。

②見直しを行い、次のステップへ生かしましょう

評価の結果を判断材料として改善点を見出し、得られた反省点や改善点については、次の協働事業に生かしましょう。

③透明性を確保し、公開性を持たせましょう

協働事業におけるこれまでの内容や目的・結果を明らかにし、事業の透明性を確保しましょう。

第4章 「市民協働」を推進するために

1. 市民に求められる役割 ～市民が変わる～

まちづくりを進めていくうえで、最も欠かせない存在が「市民」です。
市民が協働を行っていくためには、次の役割が求められます。

（１）「私たちがこのまちをつくる」という意識を持ちましょう

協働のまちづくりは市民の力や思いを集めて取り組むものであり、市民の力が欠かせません。

「私たちがこのまちをつくる」という考えのもと、市民一人ひとりがこれまでに培った知識や能力、育んできた思いをまちづくりに生かすことが求められます。

個の力がまちを動かしていくことを意識し、積極的に取り組みましょう。

（２）一人一役、できることから始めてみましょう

協働のまちづくりでは、一人ひとりができることを積極的に行う姿勢が求められます。

まずは無理をせず身近なこと、できることから活動を始めてみるのが大切です。

（３）地域や人との「関わり・つながり」を大切にしましょう

地域で助け合い、支え合うことは生活を営むうえで欠かせないつながり「縁（えにし）」【※21】を育むとともに、災害時や防犯など「いざ」というときの協力体制を整えておくことにもつながります。

地域の人を知り、住んでいる地域を大切にし、人との関わり・つながりを大切にしましょう。

（４）協働を通して学び、自分たちの活動に生かしましょう

協働を通して他の個人、団体などから知識や技術を学び、自分たちの活動に生かしていくことが求められます。

協働によって得られた経験を自らの活動に取り入れ、活動の幅を広げましょう。



まちをきれいに～清掃作業

2. 行政に求められる役割 ～行政も変わる～

行政が市民協働のまちづくりを行っていくためには、次の役割が求められます。

（１）市民と同じ視点、同じ立場での取り組みを進めます

本市では協働のまちづくりを推進するため、市役所の持つ特性や専門性をきちんとと生かし、市民の視点・立場に立って取り組みを進めます。

また、さまざまな問題解決についても常に市民の感覚を保ちながら対話を重ね、ともに取り組んでいくような姿勢が求められます。

（２）協働を行いやすい環境づくりに努めます

本市ではソフト面・ハード面ともに「協働を行いやすい環境づくり」に努めます。

市民が声を上げやすい、協働しやすい環境をつくることによって市民協働を活発にするとともに、それぞれの活動をつなげ、深めることができる体制づくりを進めていきます。

（３）横断的な行政への転換と職員の意識向上を図ります

本市では従来からの「縦割り」と呼ばれる組織から、連携の取れた「横断的な行政」への転換に努めます。

また、庁内にワーキングチームを設置し市役所内部へ市民協働を推進していくとともに、定期的に職員研修会を行い、職員への意識啓発や市民協働におけるコーディネーターの育成に努めます。

（４）指針に沿った取り組みを進め、定期的に見直しを行います

本市ではこの指針の内容に沿った取り組みを進めます。

また、指針の内容については定期的に「見直し」を行うものとし、社会情勢や地域情勢の変化にともない柔軟に変化していくものとします。



職員研修会



市民協働による
まちづくり推進事業補助金

3. 市民と行政に求められる役割 ～ともに歩む～

市民と行政が互いに手を取り合い、ともに歩む
「市民協働のまちづくり」を構築していくためには次の役割が求められます。

(1) 私たちの持っている「力」と「心」を合わせましょう

協働を行う際はそれぞれが持っている力を出し合うとともに、お互いの「心」も合わせて取り組むことが大切です。

心を合わせることによってお互いの意図や必要な情報を共有し、気持ち良く仕事ができる関係を築きましょう。

また、協働事業が終わった後も良い関係を保ち、必要な時に協力できる体制を整えておくことも心掛けましょう。

(2) アンテナ高く～日頃から情報の収集・提供・交換をしましょう

同じ考え方や目標を持つ相手を見つけたら、情報交換を重ね、協働の可能性を探しましょう。新聞、インターネットや広報紙などから情報を収集し、市の状況や同じ目的の仲間がどのような活動に取り組んでいるかなどを知ることが必要です。

(3) 坂東市における「協働の土壌」を育んでいきましょう

本市において「協働」という考え方はあまり浸透しておらず、これからじっくりと育み、深めていかなければなりません。

そのためには、協働事業を実施し、回数を重ねることによって徐々に協働の輪を広げていくとともに、協働の担い手となる人材を育成し、市民全体の意識を高め、一步一步「協働の土壌」を育んでいくことが求められます。

(4) 協働を通じて幸せをつかみましょう

最後に、協働を通じて「みんなが幸せになる」ことが大切です。

人や地域がつながり、心を通わせながらここ坂東の地で豊かな人生を送っていくためにも、今後私たち市民一人ひとりが市民協働を意識して取り組むことが求められます。



付属資料



（菅生沼のコハクチョウ）

【用語集】

※1	○まちづくり (まちづくり)	道路や公園等の整備を意味するとともに、地域生活などにおいてまちを良くしようとするさまざまな活動のこと。
※2	○補完 (ほかん)	欠けているところや不十分なところを補って完全なものにすること。
※3	○坂東市総合計画 (ばんとうしこうけいかく)	坂東市のまちづくりの方向を示すうえで最も上位の計画として位置づけられるもので、坂東市のすべての計画の中心となるもの
※4	○ニーズ (にーず)	要求や要望、需要のこと。
※5	○グローバル化 (ぐローばるか)	社会や経済、技術などさまざまな分野において国際化が進行し、地球規模で変化していく様子のこと。
※6	○ＩＴ化 (あいていーか)	ＩＴとは Information Technology（情報技術）のこと。 技術の進歩により情報加工・伝達能力が高まったほか、インターネットや携帯電話などの普及によって急速な情報化が進み、欲しい情報がすぐ手に入れられるようになった。
※7	○核家族 (かくかぞく)	「ひと組の夫婦」または「夫婦と未婚の子ども」からなる家族のこと。
※8	○地域コミュニティ (ちいきこみゅにてい)	地域の人々が生活や行事、冠婚葬祭などを通して、関わりあいながら生活を送る場所のこと。
※9	○ボランティア (ぼらんていあ)	自主的に社会事業などに参加し、無償で奉仕活動すること。 この一方で、有償ボランティアのような実費程度またはそれ以上の対価を得るものも存在する。

※10	ONPO法人 (えぬぴーおーほうじん)	Non (非) profit (営利) Organization (団体) の略で、「営利を目的としない団体」のこと。 そのうち、特定非営利活動促進法 (NPO 法) に基づき法人格を取得した団体を「NPO 法人」という。
※11	○地方分権 (ちほうぶんけん)	権力を地方の自治団体に広く分散させること。 対義語：中央集権【※23】
※12	○税源移譲 (ぜいげんいじょう)	特定の税を集める権利または税収を国から地方公共団体に移すこと。
※13	○権限移譲 (けんげんいじょう)	これまで国や県が行っていた権限や業務を地方に移すこと。
※14	○主体性 (しゅたいせい)	自分の意思・判断によって、自ら責任を持って行動すること。
※15	○ノウハウ (のうほう)	知識、技術、物事のやり方のこと。
※16	○適材適所 (てきざいてきしょ)	その人の適性や能力に応じて、それにふさわしい地位・仕事に就かせること。
※17	○プロセス (ぷろせす)	仕事や物事を進めるうえでの方法や手順、過程、経過のこと。
※18	○パブリックコメント制度 (ぱぶりっくこめんとせいど)	行政が計画や政策の立案を行う際、内容を公開して広く市民から意見や情報を求め、得られた意見をもとに考慮し内容に反映させる制度のこと。
※19	○指定管理者制度 (していかんりしゃせいど)	公の施設の管理・運営を民間企業や財団法人、NPO、法人などの団体に代行させることができる制度のこと。
※20	○アダプト制度 (あだぷとせいど)	行政が公共の道路や公園、河川などについて、市民や民間業者、ボランティア等と定期的に美化活動を行

		うよう契約する制度のこと。 アダプト（Adopt）とは、「養子縁組をする」という意味である。
※21	○縁 （えにし）	人と人または物事との関わりあい、めぐりあいのことで、血縁や地縁（地域のつながり）など。
※22	○市民協働 （しみんきょうどう）	市民【※23】と行政、または市民と市民が同じ目標を達成したい、あるいは地域の課題を解決したいときにそれぞれが持っている能力や労働力、専門性などを出し合って補い合いながら取り組みをすること。
※23	○市民 （しみん）	「市民」は広い意味として市に住む個人のほか、市民団体やNPO法人、他の市町村から坂東市へ勤めている「企業市民」などの総称となる。
※24	○中央集権 （ちゅうおうしゅうけん）	権力を中央に統一・集中させること。 （対義語：地方分権）
※25	○参画 （さんかく）	参加より一歩進み、企画や計画などから加わること。
※26	○地方自治法 （ちほうじちほう）	地方自治の基本となる法律で、地方公共団体の区分や組織・運営などを定めるとともに、国と地方公共団体との間に基本的な関係を確立することにより、民主的・能率的な地方行政を確保し、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的としている。
※27	○向う三軒両隣 （むこうさんげんりょうとなり）	江戸時代の五人組を背景にした言葉で、自分の家の「向かい側三軒と両隣の家」のこと。 五人組はもともと五戸を一組として防火・防犯などの相互扶助【※28】・相互監視を行う組織であったが、現在では「日常から親しく付き合う近所の人」という意味で用いられる。
※28	○相互扶助 （そうごふじょ）	地域や社会など、組織のなかでお互いに助け合い、支え合うこと。

坂東市協働のまちづくり市民会議設置要綱

(設置)

第1条 坂東市における市民参加及び協働によるまちづくりを推進することに関し必要な調査及び検討を行うため、坂東市協働のまちづくり市民会議（以下「市民会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 市民会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 坂東市市民協働指針の策定に関すること。
- (2) 坂東市のまちづくりに関する意見及び課題の解決に関すること。
- (3) その他市民協働の推進に関すること。

2 市民会議は、前項の成果に基づいて、市長に提言を行うものとする。

(組織)

第3条 市民会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募により選任された者
- (2) 市民活動団体又は地域関係団体に所属する者
- (3) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 市民会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、その説明又は意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(アドバイザー)

第7条 市民会議は、会議の円滑化を図るため、識見を有する者をアドバイザーとして置くことができる。

(部会)

第8条 会長は、専門事項を調査審議するため必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会の設置及び運営に関し必要な事項は、市民会議が別に定める。

(庶務)

第9条 市民会議の庶務は、企画部市民協働課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年5月13日から施行する。

○坂東市市民協働指針策定までの経過

実施時期	実 施 概 要	内 容
22. 4月	各種要綱の検討	
5月	協働のまちづくり市民会議設置要綱制定	
	協働のまちづくり市民会議委員公募要綱制定	
	市民協働ワーキングチーム要綱制定	
6月	協働のまちづくり市民会議委員募集	広報6月号へ掲載（公募）
7月	委員決定	
8月	第1回市民協働ワーキングチーム会議	庁内ワーキングチーム発足
	市民協働職員研修会	講演「市民協働と行政の役割」
	第1回協働のまちづくり市民会議	委嘱状交付 講演「市民協働と市民の役割」
9月	第2回市民協働ワーキングチーム会議	現状分析
10月	第2回協働のまちづくり市民会議	現状分析
	第3回市民協働ワーキングチーム会議	現状分析
11月	第3回協働のまちづくり市民会議	現状分析
	第4回市民協働ワーキングチーム会議	現状分析
12月	第4回協働のまちづくり市民会議	指針案の検討 協働シンポジウム内容の検討
	第5回市民協働ワーキングチーム会議	指針案の検討
23. 2月	協働のまちづくり市民会議・市民協働ワーキングチーム会議による合同会議	指針案の検討
3月	市民会議・ワーキングチームより市へ提言	指針案の提言
	市民協働シンポジウム実施	みんなでつくる坂東市～協働への第一歩～
4・5月	パブリックコメントの実施	4月7日 ～5月6日
8月	坂東市市民協働指針策定	

○坂東市協働のまちづくり市民会議

番 号	氏 名	区 分
1	相 澤 徹	委 員
2	飯 田 隆 夫	会 長
3	石 塚 孝	委 員
4	市 川 妙 子	委 員
5	岡 田 益 子	委 員
6	倉 持 悦 子	委 員
7	倉 持 恵 子	委 員
8	小 島 哲	委 員
9	霜 田 礼 子	副 会 長
10	長 命 恵 子	委 員
11	中 山 要 一	委 員
12	野 村 健 一	委 員
13	野 本 由 之	委 員
14	羽 富 一 夫	委 員
15	羽 鳥 稔	委 員
16	古 矢 榮 一	委 員
17	和 田 由記子	委 員
※	外 岡 仁	アドバイザー
※	長谷川 幸介	アドバイザー

○委員名簿は五十音順

○坂東市市民協働ワーキングチーム

番 号	氏 名	区 分
1	秋 元 久美子	委 員
2	板 垣 伸 子	委 員
3	片 野 和 幸	委 員
4	木 村 睦	委 員
5	木 村 恵 一	委 員
6	木 村 実千代	委 員
7	木 村 優 樹	委 員
8	椎 名 晃 久	委 員
9	清 水 陽 子	委 員
10	瀬 楽 ひろ子	委 員
11	鶴 見 久 子	委 員
12	中 村 一 夫	委 員
13	中 村 一 弘	委 員
14	中 村 勉	委 員
15	張 替 雅 志	委 員
16	福 永 典 子	サブリーダー
17	古 矢 伸 子	委 員
18	山 口 誠	委 員
19	横 川 誠	委 員
20	和 田 聡	リ ー ダ ー
※	外 岡 仁	アドバイザー
※	長谷川 幸介	アドバイザー

○委員名簿は五十音順

◇事務局

市民協働課	川島 ふさ子	
市民協働課	石 塚 雅 章	
市民協働課	木 村 智 成	

○坂東市協働のまちづくり市民会議



○坂東市市民協働ワーキングチーム





坂東市市民協働のまちづくり指針

坂東市協働のまちづくり市民会議
坂東市市民協働ワーキングチーム会議
坂東市

発行／坂東市 企画部 市民協働課

住 所：306-0692 坂東市岩井4365番地
電 話：0297-35-2121（内線1371）
FAX：0297-35-8201
E-mail：shiminkyodo@city.bando.ibaraki.jp

この指針は「市民協働」でつくられています。

